

## 京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅におけるエネルギーの自立化を図り、地球温暖化の防止及び各家庭での再生可能エネルギーの利用普及を促進することを目的として、市内に自らが居住する住宅において、住宅用太陽光発電・蓄電設備及び昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機（以下「おひさまエコキュート」という。）を同時に設置した者に対し、そのおひさまエコキュートの設置に要する経費の一部に予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号制定。以下「国要領」という。)、京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領（平成28年5月20日付け8エ第55号。以下「府要領」という。）、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、京都市住宅用太陽光発電設備等導入支援さんさんポイント発行要項（以下「ポイント発行要項」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 補助金は、第3条第1項に規定する者が第4条第1項に規定する設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する場合に、その経費の一部を補助することにより、本市における2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成、ひいては2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に貢献することを目的として交付する。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市長が定める日以降に補助対象設備の設置工事の請負契約を締結し、自らが所有又は居住する京都市内の一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（専有部分に限る）に補助対象設備を設置した者。
  - (2) ポイント発行要項第4条に規定する発行対象者であり、かつ前号に規定する市長が定める日以降に、補助対象設備を設置する建築物にポイント発行要項第5条に規定する支援対象設備のうち、太陽光発電システム及び蓄電システム又はV2H充放電設備を同時に設置した者。
  - (3) ポイント発行要項により導入支援さんさんポイントを発行することが適当と認められた者。
- 2 前項の規定にかかわらず、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者は対象としない。

(補助対象設備の要件、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象設備の要件、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 本要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、補助対象経費から本要綱に基づく補助金以外の補助金の額を除いた額を上限とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本要綱に基づく補助金以外の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て、同一の補助対象設備を設置しようとする場合又は設置した場合は、本要綱に基づく補助金の対象外とする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による交付の申請は、補助対象設備の設置に係る契約に基づく工事完了及び代金支払完了後、市長が定める受付期間内に、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に別表第2に掲げる書類を添えて協会に提出(京都市住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業において構築する電子申請システム上で必要事項が入力され、必要な添付書類が添付され、申請情報が協会に到達することをいう。以下同様。)するものとする。

- 2 市長及び協会は、前項の受付期間を定めた場合、速やかにその期間を公表するものとする。
- 3 第1項の受付期間にかかわらず、交付申請年度に提出された交付申請の申請総額が当該年度の予算の上限額に達した時点で、受付を終了するものとする。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請額の総額が予算を超えた場合及び申請に不備がある場合その他特段の事情がある場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額(交付申請年度の予算の上限額から、当該年度にすでに提出された交付申請の申請総額を減じた額をいう。以下同じ。)を超えないものとする。

なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率(各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率)を乗じて得た額を超えないものとする。

(交付の決定)

- 第8条 市長は、交付申請書の提出を受けたときは、条例第10条第1項に基づく調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付及び交付予定額を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の調査により、補助金の交付対象として不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。
  - 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項に係る決定に関し、申請者に条件を付すことができる。
  - 4 市長は、補助金の交付を決定したときは、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。
  - 5 市長は、一部又は全部の補助金の不交付を決定したときは、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

(申請の取下げ)

- 第9条 条例第13条第1項の規定による申請の取下げは、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金交付申請取下書（第4号様式。（以下「交付申請取下書」という。））を提出することにより行うものとする。
- 2 申請の取下げを行うことができる期間は、前条第4項による通知を受けた日の翌日から起算して20日を経過した日までとする。

(申請内容の変更・廃止の申請)

- 第10条 第8条第4項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、申請内容の変更をしようとするときは、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金変更承認申請書（第5号様式。以下「変更申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて速やかに提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (1) 申請内容の変更に係る資料
  - (2) その他市長が必要と認める資料
- 2 市長は、申請内容の変更について承認することを決定したときは、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金変更承認通知書（第6号様式）により、変更の承認を交付決定対象者に通知する。
  - 3 市長は、申請内容の変更について承認しないことを決定したときは、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金変更不承認通知書（第7号様式）により、変更の不承認及びその理由を交付決定対象者に通知する。
  - 4 交付決定対象者は、申請内容を廃止しようとするときは、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金廃止承認申請書（第8号様式。以下「廃止申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて速やかに提出し、あらかじめ市長の承認を受けな

ればならない。

- (1) 申請内容の廃止に係る資料
- (2) その他市長が必要と認める資料

- 5 市長は、申請内容の廃止について承認することを決定したときは、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金廃止承認通知書（第9号様式）により、廃止の承認を交付決定対象者に通知する。
- 6 市長は、補助金の交付を決定した場合において、条例第14条第2項に規定する事情の変更により特別の必要が生じたときは、条例第14条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は交付額を変更することができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、前条第6項の規定による決定の取消し等をしたときは、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金交付決定取消・変更通知書（第10号様式。以下「交付決定取消・変更決定通知書」という。）により、交付決定対象者に通知する。

（補助金の交付）

- 第12条 交付決定対象者は、当該通知を受けた日から14日以内に京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金交付請求書（第13号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。
- 2 前項に規定する期間以内に請求がなされない場合は、補助金を交付しないことがある。
  - 3 市長は、第1項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

- 第13条 市長は、交付決定対象者が条例第22条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。
- 2 前項の規定による決定の取消し等をしたときは、交付決定取消・変更通知書により、交付決定対象者に通知する。

（手続の委任）

第14条 申請者は、第5条第1項に規定する交付申請書、第9条第1項に規定する交付申請取下書、第10条第1項に規定する変更申請書、第10条第4項に規定する廃止申請書の作成を委任することができる。

(財産の管理等)

- 第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、管理するための台帳を備え、条例第31条第1項ただし書に規定する市長の定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。
- 2 前項に規定する市長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

(財産処分の制限)

- 第16条 補助を受けて設置した設備は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）てはならない。ただし、前条第1項に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金に係る財産処分承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。また、その他の財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請を承認することを認めるときは、京都市昼間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金に係る財産処分承認通知書（第12号様式）により、次条に規定する補助金返還額を通知するものとする。ただし、市長が自然災害等の状況等を勘案して認める場合は、補助金の返還を求めないものとする。
- 4 市長は、期限を定めて、前項で通知した補助金の返還を命じるものとする。
- 5 前項の納付期限は、納付命令のなされた日から20日以内とする。
- 6 財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、前項に定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金返還額)

- 第17条 補助金返還額は、補助対象経費に次項に規定する減価償却費を減じて得た額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とする。
- 2 減価償却費は、補助対象経費に第15条第2項の省令別表第8に規定する定額法の償却率（以下「償却率」という。）及び次項に規定する償却年数を乗じて得た額とする。

3 償却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を12で除して算定（少数点以下3位を切り捨てる。）した数とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

（補助金の経理等）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費についての支出を明らかにした書類その他の証拠書類を整備し、第15条第1項に規定する期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

（状況報告、検査等）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し、次の各号に掲げる必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがある。その場合、補助金の交付を受けた者は、遅滞なく対応するものとする。

- (1) 補助対象設備の使用状況
- (2) 補助対象設備の設置写真等
- (3) 補助対象設備導入に係るアンケート
- (4) その他市長が必要と認める事項

（補則）

第20条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局地球環境・エネルギー担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から適用する。

別表第1（第4条関係）

補助対象設備の要件	補助対象経費	補助金の額
<p>次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 昼間沸上げ形自然冷媒CO<sub>2</sub>ヒートポンプ給湯機（おひさまエコキュート）に該当する設備であること。</p> <p>(2) 国要領の「別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）」における「2 交付対象事業の内容—エ住宅・建築物の省エネ性能等の向上—（ヌ）高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等」で定める交付要件 e を満たしていること。なお、同要件記載の「従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO<sub>2</sub> 効果が得られるもの」については、別表第2（第5条関係）(8)「省CO<sub>2</sub>効果計算表」にて確認するものとする。</p> <p>(3) 府要領で定める要件を全て満たしていること。</p>	<p>国要領別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）に定められた事業費</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（30万円を超えるときは、30万円）</p>

別表第2（第5条関係）

<p>(1) 申請者の住民票（発行後3箇月以内のもの）又は免許証等で、次の内容を確認できる公的な書類の写し</p> <p>ア 氏名（申請者氏名と一致していること）</p> <p>イ 生年月日</p> <p>ウ 現住所</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に係る契約書等（その契約額や契約締結日が締結されていることが分かるもの）の写し</p> <p>(3) 補助対象設備の設置費用とその内訳が分かるもの</p> <p>(4) 補助対象設備の設置費用の支払いを証する書類（領収書等）の写し</p> <p>(5) 補助対象設備の型番及びメーカー名が分かるもの（仕様書又はカタログ等）</p> <p>(6) 補助対象設備の保証書の写し</p> <p>(7) 補助対象設備の設置写真</p> <p>(8) 省CO<sub>2</sub>効果計算表</p> <p>(9) その他市長が必要と認める資料</p>
--